

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和7年2月7日

国立研究開発法人水産研究・教育機構
水産技術研究所管理部門神栖拠点長 山本 潤

1. 調達内容

- (1) 調達件名及び数量 神栖庁舎構内緑地草刈りその他業務一式
- (2) 調達仕様 入札説明書による。
- (3) 履行期限 令和7年11月28日
- (4) 履行場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 競争参加資格

- (1) 国立研究開発法人水産研究・教育機構契約事務取扱規程（平成13年4月1日付け13水研第65号）第12条第1項及び第13条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4・5・6年度国立研究開発法人水産研究・教育機構競争参加資格又は全省庁統一資格の「役務の提供等契約」の業種「建物管理等各種保守管理」で「A」、「B」、「C」又は「D」いずれかの等級に格付けされている者であること。
- (3) 国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長から物品の製造契約、物品の販売契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
ただし、全省庁統一資格に格付けされている者である場合は、国の機関の同様の指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

3. 入札説明書等の交付方法

競争参加希望者は、以下により入札説明書等（入札説明書、入札心得書、契約書案、入札書様式、委任状様式等）の交付を受けること。

① 直接交付

茨城県神栖市波崎7620-7
国立研究開発法人水産研究・教育機構
水産技術研究所管理部門神栖拠点管理チーム
電話 0479-44-5932
FAX 0479-44-1875

② 宅配便着払いによる交付

任意書式に「神栖庁舎構内緑地草刈りその他業務入札説明書宅配便にて希望」と記入し、社名、担当者名、住所、電話番号を記載のうえ、上記①あてFAX送信すること。

③ メールによる交付

任意書式に「神栖庁舎構内緑地草刈りその他業務入札説明書メールにて希望」と記入し、社名、担当者名、メールアドレス、電話番号を記載のうえ、上記①あてFAX送信すること。

4. 入札説明会の日時及び場所等

仕様書等に関し質疑がある場合には、令和7年2月18日までに上記3.あてにメール（アドレスは入札説明書に記載）又はファックスにて質疑を行うこと。当日までの質疑を取りまとめ、回答は入札説明書受領者全員に対して行うとともに当機構のホームページにて公表する

ことにより入札説明会に代える。
なお、当該日以降に質疑が発生した場合も随時受け付け、同様に対応する。
ただし、質疑内容に個人に関する情報であって特定の個人を識別し得る記述がある場合及び法人等の財産権等を侵害するおそれのある記述がある場合には、当該箇所を伏せ又は当該質疑を公表せず、質疑者のみに回答することがある。

5. 入札の日時及び場所等

- (1) 入札の日時及び場所
令和7年2月28日 14時00分
茨城県神栖市波崎7620-7
国立研究開発法人水産研究・教育機構
神栖庁舎 研究本館1階会議室
- (2) 郵便による入札書の受領期限及び提出場所
令和7年2月28日 12時00分
3. ①に同じ。

6. その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨。
- (2) 入札保証金及び契約保証金
免除。
- (3) 入札の無効
本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。
- (4) 契約書作成の要否
要。
- (5) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (6) 競争参加者は、入札の際に国立研究開発法人水産研究・教育機構の資格審査結果通知書写し又は全省庁統一資格の資格審査結果通知書写しを提出すること。
- (7) 詳細は入札説明書による。

7. 契約に係る情報の公表

- (1) 公表の対象となる契約先
次の①及び②いずれにも該当する契約先
① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等※注1として再就職していること
② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること※注2
- なお、「当機構」とは、改称前の独立行政法人水産総合研究センター及び国立研究開発法人水産総合研究センター、統合前の独立行政法人水産大学校を含みます。
- ※注1 「役員、顧問等」には、役員、顧問のほか、相談役その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言すること等により影響力を与えると認められる者を含む。
- ※注2 総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲げられた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引の実績による。
- (2) 公表する情報
上記(1)に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。
① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
② 当機構との間の取引高
③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨
- (3) 当機構に提供していただく情報
① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日
契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内(4月に締結した契約については原則として93日以内)

(5) その他
当機構ホームページ(契約に関する情報)に「国立研究開発法人水産研究・教育機構が行う契約に係る情報の公表について」が掲載されているのでご確認ください。また、所要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。なお、応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了解願います。

8. 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

当機構では、国より示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日文部科学大臣決定)に沿って、公的研究費の契約等における不正防止の取り組みを行っており、取り組みのひとつとして、取引先の皆様に「国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項」(URL:https://www.fra.go.jp/home/keiyaku/files/pledge_requestnote_contract2.pdf)をご理解いただき、一定金額以上の契約に際して、当該注意事項を遵守する旨の「誓約書」の提出をお願いしています。

公的研究費の不正防止関係書類(①公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について、②国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項、③誓約書)は、入札説明書に添付しますので、契約相手方となった場合は、誓約書の提出をお願いします。

なお、当機構の本部、研究所、開発調査センター、水産大学校いずれか1箇所に1回提出していただければ、当機構内の次回以降の契約では再提出する必要はありません。

業 務 仕 様 書

1. 件 名 神栖庁舎構内緑地草刈りその他業務
2. 業務目的 本業務は、国立研究開発法人水産研究・教育機構神栖庁舎（以下、「当庁舎」と言う。）草刈り並びに生け垣及び低木のせん定を行い、庁内の緑地管理、安全管理及び環境保全を図ることを目的とする。
3. 業務場所 茨城県神栖市波崎 7620-7
国立研究開発法人水産研究・教育機構 神栖庁舎
4. 業務期限 令和7年11月28日
5. 業務内容
 - (1) 除草作業
別紙図面に示す緑地の草刈り及び草取りを行うこと。なお、建物施設や周囲の構造物（室外機や壁面）、構外道路境界線付近及びフェンス付近に生えている草や絡まっているツルやツタも取り除くこと。
除草面積：35,120 m²
 - (2) 生け垣及び低木のせん定
別紙図面に示す生け垣及び低木のせん定を行うこと。
生け垣 高さ 0.75m 以上 1.50m 未満 97m
低 木 高さ 1.50m 未満 105 m²
1.50m 以上 2.50m 未満 50 m²
 - (3) 樹木のせん定
別紙図面の構外道路に沿って植樹されている構内樹木のうち、枝や葉が構外へ延びている樹木についてせん定を行うこと。
数量 幹周り 60cm 未満 50 本程度
 - (4) 伐採樹木の撤去
当所職員が伐採した樹木（約 100 m³）を撤去すること。

6. 業務回数

以下に示した期間中に業務を行うこと。

①令和7年5月7日から令和7年5月30日まで 上記5. (1) (2) (4)

②令和7年7月15日から令和7年8月15日まで 上記5. (1) (3)

③令和7年10月1日から令和7年10月31日まで 上記5. (1) (2)

※③の期間には当庁舎一般公開が予定されており、その場合開催当日以前に業務を実施する必要があるため、開催日程次第で上記業務期間が変更となる可能性があることを申し添える。

※業務実施日は当庁舎開庁日（土日祝日以外）を基本とする。ただし、やむを得ない事情により閉庁日にも実施を希望する場合は、担当職員に事前に相談のうえ調整すること。

7. その他

(1) 検査

各業務期間の最後には、当所職員による立会検査を実施するものとする。また各期間作業完了時には作業中の写真等を納めた作業報告書を1部提出すること。

(2) 廃材及びごみ等

本業務の中で刈り取った雑草、枯れ葉及び枝等、また作業開始前の業務場所周辺に落ちているごみ（落枝、空き缶、ペットボトル、紙くず等）は、構外に搬出し関係法令等に従い適切に処分し、構内環境の美観を損なわない様に業務を完了すること。

また、作業期間が複数日に及ぶ場合、風雨等により飛散することのないよう、請負業者において適切な処置を施すものとする。

特に、構内道路付近や国道沿い（民家側）における刈り草等については、飛散に細心の注意を払い、即日集積・処分を原則とする。やむを得ず処分が出来ない場合においても、当日作業終了までにフレコンバック等に詰める、養生ネット等を掛けるなどの飛散防止対策を行うこと。併せて、強風が予想される日は、作業中の飛散が予想されることから構内道路付近や国道沿い（民家側）草刈りは行わないこと。

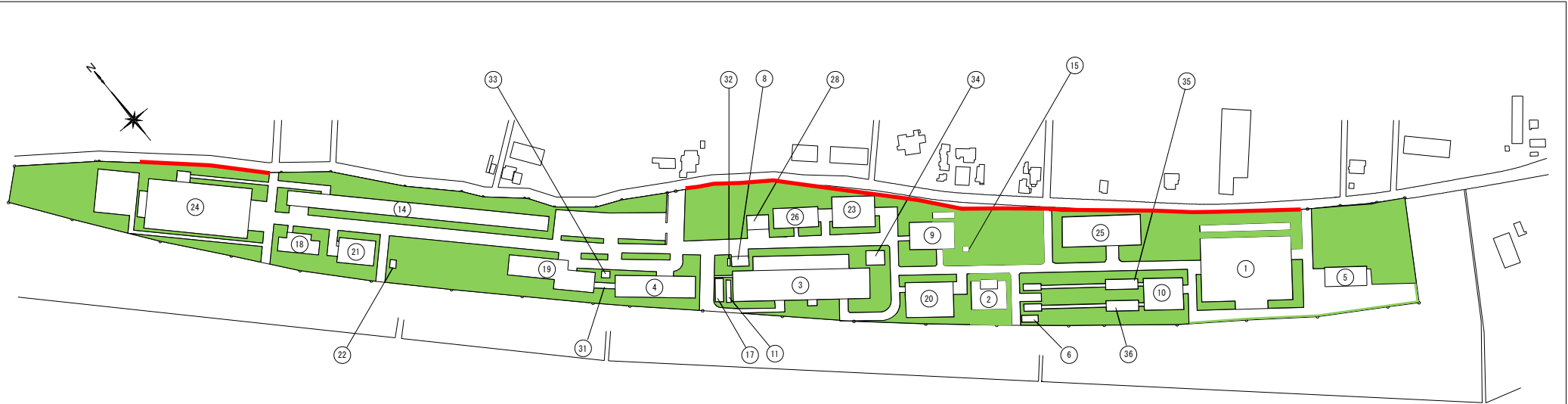
(3) 業務用水・電力等

本業務に必要な水・電力等は、担当職員と打合せのうえ必要があれば構内施設から無償で使用できるものとする。

(4) 庁舎施設、器物等の破損防止

担当職員と打合せのうえ、庁舎施設、器物等及び職員、その他の者に対するの損害を防止するものとする。また、庁舎施設、器物等及び職員、その他の者に対して損害を与えた場合には、直ちに担当職員へ報告し、その損害について賠償するものとする。

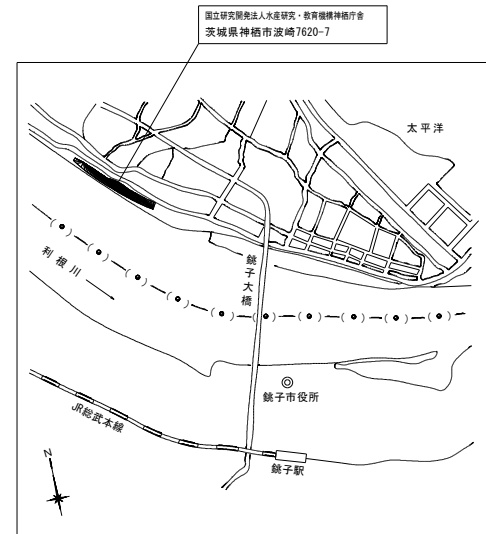
(5) 詳細については担当職員の指示に従うこと。



草刈り箇所
 高木せん定箇所

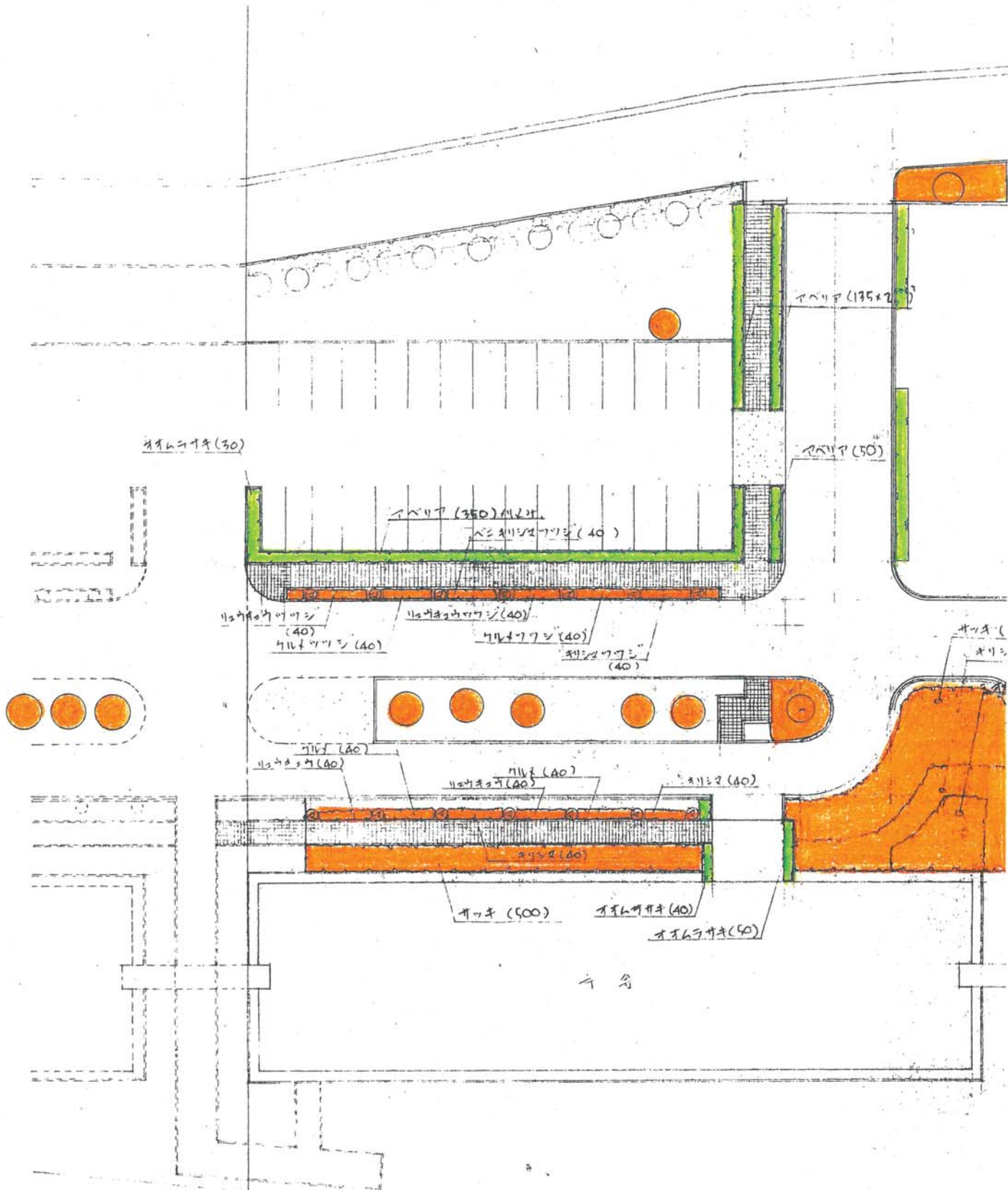
配置図

敷地面積 70,599.19㎡											
番号	建物の名称	構造	建面積 延面積	番号	建物の名称	構造	建面積 延面積	番号	建物の名称	構造	建面積 延面積
①	波浪平面水槽実験棟	S-1 RC-2	2,918.24 3,054.14	⑩	欠			⑩	欠		
②	給水棟	CB-1	87.27	⑪	工作室	S-1	35.29	⑪	倉庫	S-1	16.06
③	増養殖水理実験棟	S-1 RC-1	2,721.36 2,952.14	⑫	回流水槽実験棟	RC-2	369.06	⑫	倉庫	S-1	27.88
④	研究本館	RC-2	793.65	⑬	研究管理棟	RC-2	647.54	⑬	天日飼育棟	S-1	27.88
⑤	土質実験棟	S-1	1,539.43	⑭	研究管理棟	RC-2	941.29	⑭	観測室(1)	S-1	133.25
⑥	三次処理浄化施設	CB S-1	376.33 376.33	⑮	測器電子機器実験棟	S-2	1,617.07	⑮	観測室(2)	S-1	158
⑦	欠		6.75	⑯	機械実験棟	RC-1	471.84	⑯	観測室(2)	S-1	158
⑧	車庫	S-1	6.75	⑰	危険物倉庫	CB-1	471.84	⑰			
⑨	生物環境実験棟	S-1	14.60	⑱	魚群行動実験棟	S-1	14.60	⑱			
⑩	漁港水理実験棟	S-1 RC-1	44.00 44.00	⑲	魚群行動実験棟	RC-2	532.17	⑲			
⑪	自転車置場	S-1	708.00	⑳	海洋工学総合実験棟	S-2	732.06	⑳			
⑫	欠		708.00	㉑	漁業資材物性実験棟	RC-1	2,261.34	㉑			
⑬	欠		755.40	㉒	光電波応用実験棟	RC-1	2,406.54	㉒			
⑭	漁船推進性能実験棟	S-1 S-2	16.00 16.00	㉓	欠		833.32	㉓			
⑮	餌料培養室	S-1	19.44	㉔	欠		833.32	㉔			
			1,737.08	㉕	車庫	S-1	447.76	㉕			
			1,904.79	㉖	欠		447.76	㉖			
			19.44	㉗	欠			㉗			
			19.44	㉘	欠			㉘			
				㉙	欠			㉙			
				㉚	欠			㉚			
				計				計			
									建面積	㎡	17,212.93
									延面積	㎡	20,153.87



案内図

工事名	神栖庁舎構内草刈りその他業務	図面番号	/
	除草箇所		S-N, S
国立研究開発法人 水産研究・教育機構 神栖庁舎			



生垣及び低木剪定箇所

- 生垣
- 低木